

人権擁護委員や法務局・地方法務局の職員が学校を訪問し、人権の花運動や人権教室を実施したり、インターネット広告を実施したりするなどして、いじめをなくすための様々な啓発活動も行っている。

法務省の調査によると、平成28年の学校におけるいじめに関する人権相談は11,184件、人権侵犯事件は3,371件で、共に前年を下回ったが依然として憂慮すべき高水準で推移している（第2-28図）。

第2-26図 子どもの人権SOS-eメール、子どもの人権SOSミニレター



(出典) 法務省資料

第2-27図 いじめに関し人権侵犯事件として救済措置を講じた具体例

事例1（小学校におけるいじめに対する不適切な対応）

小学生が、同級生からいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないため、不登校状態になったとして、親から法務局に相談がされた事案である。

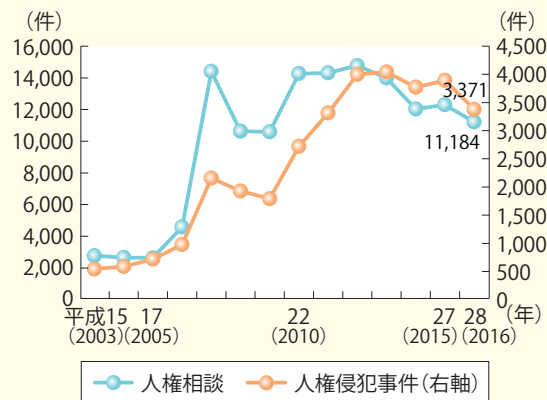
被害者側と学校側の関係が悪化していたことがうかがわれたことから、法務局が間に入って両者の意思疎通を図るなどした結果、信頼関係が回復し、被害者の不登校状態が解消されるに至った。また、法務局は、被害者が所属する学級を対象として、人権擁護委員による「人権教室」を実施し、「思いやりの気持ち」などについて考えてもらう機会を設けた。（措置：「調整」）

(出典) 法務省「平成28年の「人権侵犯事件」の状況について（概要）」

(注) ここでいう「人権侵犯事件」とは、いじめに対する学校側の安全配慮義務を問う内容のものであることが多い。

第2-28図 学校におけるいじめに関する人権相談・人権侵犯事件

◆学校におけるいじめに関する人権相談及び人権侵犯事件は、平成28年調査では共に前年を下回った。



(出典) 法務省「人権侵犯事件統計」

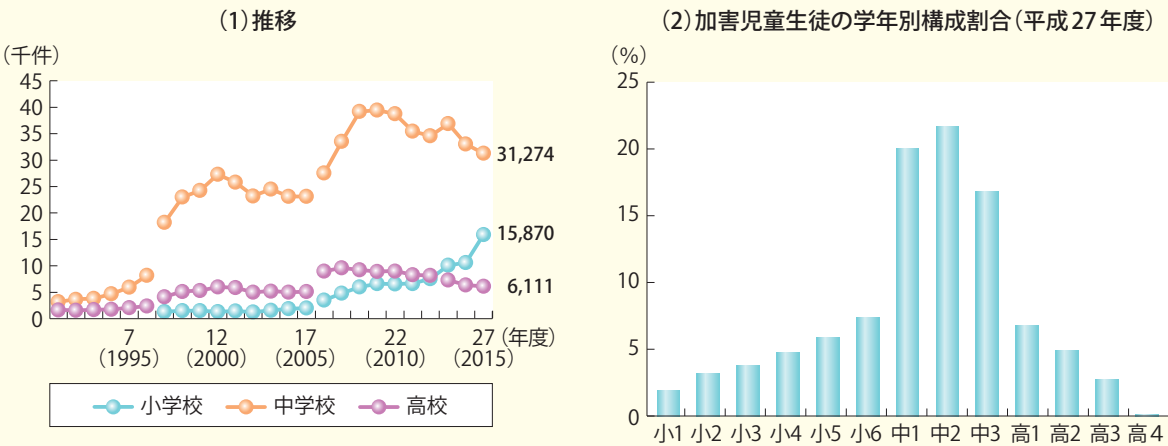
(注) ここでいう「人権侵犯事件」とは、いじめに対する学校側の安全配慮義務を問う学校長などを相手方とするものである。いじめを行ったとされる子どもを相手方とするものではない。

(6) 暴力対策等（警察庁、文部科学省）

学校内における暴力行為の発生件数は、中学校で平成18（2006）年度以降急増した後、高水準が続いている。学校別でみると、中学校が多くを占めるものの、中学校や高校で発生件数が減少している一方、小学校における発生件数の増加が目立つ（第2-29図）。警察における検挙・補導人員は、ここ数年減少しているものの、暴力行為といった子供の問題行動は依然として大きな課題となっている（第2-30図）。

第2-29図 学校内における暴力行為の発生件数

◆中学校における発生件数が多くを占めるが、小学校における暴力行為の発生件数の増加が続いている。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 (注) 1. 平成9年度から調査方法などを改めている。
 2. 調査対象は、平成8年度までは公立中・高であり、平成9年度からは公立小学校が、平成18年度からは国私立学校が、平成25年度からは高等学校に通信制課程が含まれている。
 3. 中学校には中等教育学校前期課程も含む。
 4. (2) のグラフは暴力行為の学年別加害児童生徒数から作成。全学年のグラフの合計は100%となる。
 5. 「高4」には、高等学校定時制課程等の4年生以上、または単位制の入学年度を1年次として、4年次以上を計上。

文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会や学校に対して、

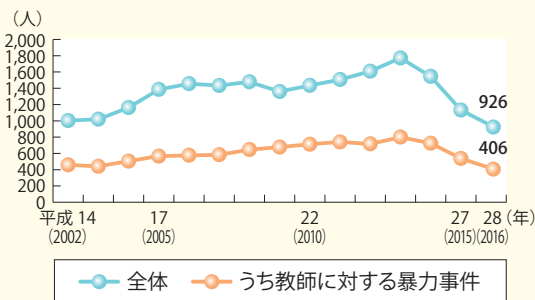
- ・問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、なお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応をとること
- ・問題行動の中でも特に校内傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応すること

などを求めている。引き続き、都道府県などの関係者を集めた会議や研修会などの場を通じ、周知徹底を図っていく。

警察は、校内暴力についても、いじめ同様、スクールサポーターや学校警察連絡協議会などを活用した情報交換により、早期把握に努め、悪質な事案に対しては厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置を行うとともに再発の防止に努めている。

第2-30図 校内暴力事件の検挙・補導人員

◆校内暴力事件の検挙・補導人員は、ここ数年減少している。



(出典) 警察庁「少年非行、児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について」
 (注) ここでいう「校内暴力事件」とは、都道府県警察で小学生、中学生又は高校生の犯罪（触法行為を含む。）を検挙又は補導した事件のうち、「学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件」をいう。ただし、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。

3 被害防止のための教育

子供や若者が健やかに成長するには、犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分自身や周囲の人の身を守る能力を身につけていることが大事である。起こり得る危険に対する理解を促進し、また犯罪の加害者にも被害者にもならないための正しい知識の習得につながる教育や啓発活動が重要である。

(1) 安全教育

ア 学校における安全教育（文部科学省）

学校では、子供自身が危険から身を守ることができるよう、発達の段階に応じて、「主体的に行動する態度」を育成し、自ら危険を予測・回避する能力を習得させるとともに、家庭や地域と連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じた安全教育を推進している。

文部科学省は、教職員などへの研修や、子供の対応能力の向上を図るための「防災教室」、「交通安全教室」、「防犯教室」の開催を支援している。平成28（2016）年度には、自然災害や、登下校中に子供が巻き込まれる事件・事故が多発していることを踏まえ、防災教育を中心とした新たな安全教育手法の開発等を行うためのモデル事業を行った。

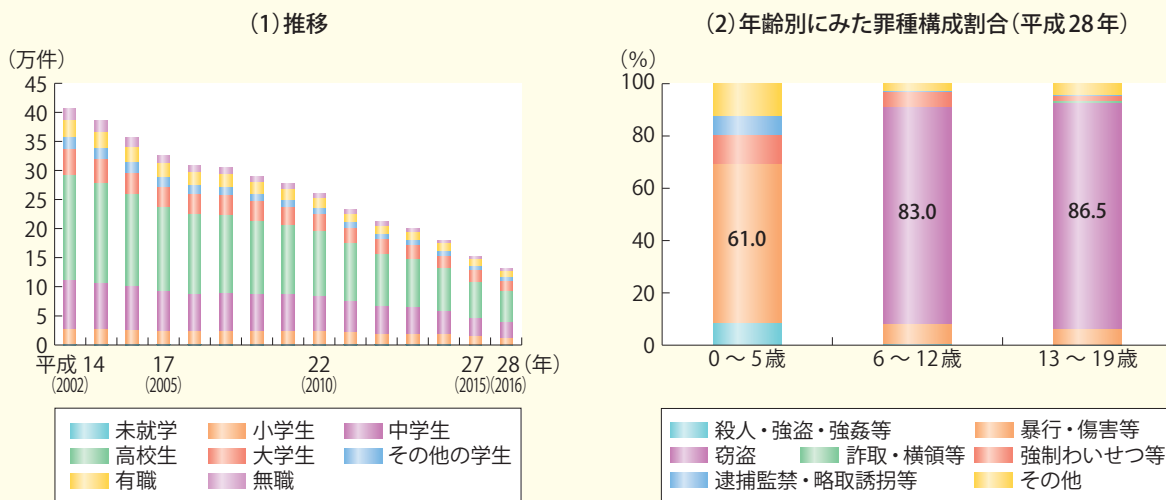
イ 警察が行う防犯教育・交通安全教育（警察庁）

20歳未満の者が被害者となった刑法犯の認知件数は、平成28（2016）年は13万1,148件であった。10年以上減少が続いているが、子供が被害者となる凶悪犯罪が依然として発生しているなど、子供を取り巻く環境は依然厳しい状況にある（第2-31図）。

第2-31図 20歳未満の者が主たる被害者となる刑法犯の認知件数

◆この10年減少が続いている。

◆年齢別に被害を受けた罪種の構成割合をみると、6歳以上では窃盗がほとんどである一方、5歳以下では暴行・傷害が多く、逮捕監禁・略取誘拐等の被害もある。



（出典）警察庁「少年非行、児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について」

（注）(2) のグラフのうち、殺人・強盗・強姦等とは凶悪犯を、暴行・傷害等とは粗暴犯を、詐欺・横領等とは知能犯を、強制わいせつ等とは風俗犯を、それぞれ指す。

警察は、子供が犯罪に巻き込まれる危険を予見する能力や危険を回避する能力を向上させるため、学校や教育委員会と連携して、幼稚園や保育所、小学校などにおいて、防犯教室を開催している。この防犯教室は、学年や理解度に応じて、紙芝居や演劇、ロールプレイ方式などにより、子供が参加、体験できるようにしている。

また、関係機関・団体等と連携しつつ、保育所、学校等において、発達段階や年齢に応じた以下の

習得を目標に、交通安全教育を行っている。

- ・幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等、道路の安全な通行に必要な基本的知識・技能
- ・小学生に対しては、歩行者や自転車の利用者として必要な知識・技能
- ・中学生に対しては、自転車で安全に道路を通行するために必要な知識・技能
- ・高校生に対しては、二輪車の運転者や自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な知識・技能

さらに、保護者を対象とした交通安全講習会や、交通ボランティアによる通学路における子供に対する安全な行動の指導などを行っている。

ウ 防災に関する各種取組（内閣府、消防庁、気象庁）

内閣府は、防災意識の高揚、防災知識の普及を図るため、幼児から成人を対象に防災推進国民大会（第2-32図）、防災ポスターコンクール、全国の地域や学校で取り組まれる防災教育の場の拡大や質の向上に役立つ共通の資産をつくることを目的とした防災教育チャレンジプランを実施している。また、防災に関する最新情報や、自助・共助に関するアイデア、教育コンテンツ等を「TEAM防災ジャパン」のホームページ²⁶で公開している。

消防庁は、ホームページ上に「こどもぼうさいe-ランド」を開設し、幼児から中学生の子供を対象に、地震や風水害などの災害への備えや具体的な対応などを分かりやすく解説している²⁷（第2-33図）。また、指導者向けのテキストや参考資料を「チャレンジ！防災48」²⁸ページで公開している。

気象庁は、東日本大震災以降、防災教育の重要性が改めて認識されていることに鑑み、子供が地震・津波・噴火、大雨などによる自然災害から自らの身を守れるよう、教育関係機関と緊密な連携を図り、教材・資料の公開や避難訓練

の支援、教職員向け研修での講義などにより、学校防災教育を支援している。具体的には、大雨災害に対する安全確保行動をシミュレートする能動的な学習プログラム「気象庁ワークショップ『経験したことのない大雨 その時どうする？』」の教材や運営マニュアルの作成・公開²⁹、地震・津波や竜巻などに関するビデオ映像教材やリーフレットなどの作成・提供³⁰、緊急地震速報を利用した避難訓練の支援など、全国の気象台が教育関係機関と連携して様々な取組を展開している。

(2) メディアを活用する能力の向上

社会の情報化が進展する中で、子供が情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用する

第2-32図 防災推進国民大会における「避難所図上訓練」の様子



（出典）内閣府資料

第2-33図 こどもぼうさいe-ランド



（出典）総務省消防庁ホームページ
(<http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/index.html>)

²⁶ <https://bosaijapan.jp/>

²⁷ 幼児から小学校低学年向け <http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/nyuutai.html>
小学校高学年から中学生向け http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/syou_tyuu.html

²⁸ <http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html>

²⁹ <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jma-ws/index.html>

³⁰ http://www.jma.go.jp/jma/kishou/fukyu_portal/index.html

とともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20法79。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）³¹では、学校教育、社会教育、家庭教育においてインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものと規定されており、同法に基づき策定された「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」³²に関連施策が盛り込まれている。

ア 情報モラル教育の推進（文部科学省）

（第2章第1節2（4）「学校教育の情報化の推進」を参照）

イ メディアリテラシーの向上（総務省）

総務省は、子供が安全に安心してインターネットや携帯電話といった多様なICTサービスを使いこなす能力を取得する機会の増進と質の向上のため、以下の取組を行っている。

- ・子供のICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラム³³の普及
- ・青少年のインターネットリテラシー等の現状を把握し、リテラシー向上施策を効果的に進めていくため、青少年のインターネットリテラシーを可視化するテスト及び情報通信機器（スマートフォン等）使用実態アンケートを全国の高校等89校の協力を得て実施し、分析した結果を「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment Indicator for Students）」として公表³⁴
- ・「インターネットトラブル事例集」³⁵を用いた啓発

（3）労働者の権利・義務に関する教育（厚生労働省）

（第2章第4節1「社会形成に参画する態度を育む教育の推進」を参照）

（4）消費者教育（消費者庁、文部科学省）

（第2章第4節1「社会形成に参画する態度を育む教育の推進」を参照）

（5）女性に対する暴力の防止（内閣府、警察庁）

内閣府では、女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体等を対象として研修を実施した。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力については、平成29（2017）年3月に設置された男女共同参画担当大臣を議長とする「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において、同月末、4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって必要な取組を緊急かつ集中的に実施することを内容とする緊急対策を取りまとめた。

警察では、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する理解の増進を図るため、防犯教室等において、ストーカーの具体的事例、対応方法等を説明するなどして、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進している。

31 <http://www8.cao.go.jp/youth/>

32 <http://www8.cao.go.jp/youth/>

33 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html

34 http://www.soumu.go.jp/main_content/000476389.pdf

35 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html